

## 令和元年台風第19号埼玉県台風災害復旧・復興推進会議設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、埼玉県災害対策本部要綱第3条第1項に規定する災害対策本部（以下「本部」という）閉鎖後の、復旧・復興事業を効果的かつ着実に実施するため、令和元年台風第19号埼玉県台風災害復旧・復興推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌業務)

第2条 推進会議に掲げる業務は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 被害状況の報告に関する事
- (2) 復旧・復興関連事業の進行確認に関する事
- (3) 復旧・復興に係る庁内の連絡調整に関する事
- (4) その他、復旧・復興に係る重要事項に関する事

### (組織)

第3条 推進会議の構成員は、次の各号に定める者をもって組織する。

- (1) 議長 危機管理防災部を所管する副知事
- (2) 副議長 危機管理防災部長
- (3) 構成員 埼玉県危機管理指針第2章に規定する危機管理事務総括担当者（主管課を担当する副部長等）、その他危機管理防災部を所管する副知事が必要と認める者

2 議長に事故があるときは、危機管理防災部長が議長の職務を代行する。

### (会議の招集等)

第4条 推進会議は、必要に応じて議長が招集する。

2 推進会議で協議し、又は決定した重要な事項について、知事に報告するものとする。

### (その他)

第5条 推進会議の庶務は、危機管理防災部において処理する。

### 附 則

この要綱は、令和元年12月23日から施行する。